

## いざというときの一時預かり事業助成要綱

制 定 令和 7 年 5 月 29 日こ保対第 173 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、いざというときの一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （助成対象）

第 2 条 助成対象は、実施要綱第 11 条による届出を行っている保育所等（以下「実施施設」という。）を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

### （基本助成）

第 3 条 横浜市長（以下「市長」という。）は、実施施設に対し、基本的な経費の助成として、別表 1 のとおり助成する。

### （0 歳児受入加算助成）

第 4 条 市長は、実施施設が 0 歳児の受入をした場合、別表 2 のとおり助成する。

### （障害児等受入加算助成）

第 5 条 市長は、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合、別表 4 のとおり助成する。

- （1）横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 3 条第 1 号、第 2 号または第 4 号のいずれかに規定する児童
- （2）障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証を所持する児童

### （きょうだい児受入加算助成）

第 6 条 市長は、実施施設が 2 人以上のきょうだい児を同時に受け入れた場合、別表 5 のとおり助成する。

### （当日受入加算助成）

第 7 条 市長は、実施施設が利用当日の予約に応じて受入をした場合、別表 6 のとおり助成する。

### （減免分助成）

第 8 条 市長は、実施要綱第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する利用料の減免があった場合、実施要綱に定めた減免額を上限とし、実施施設が実際に減免した額を助成する。

### （はじめてのおあずかり券）

第 9 条 市長は、実施施設に対し、横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券を利用した一時保育体験の経費を助成する。助成額は

一時保育体験を提供した総時間に、1時間あたりの利用料を乗じた額を上限額とする。

(助成金の報告と請求)

第10条 事業実施者は、第3条から第9条までの助成について、いざというときの一時預かり事業助成金状況報告書兼請求書(第1号様式)を用いて市の指定した提出方法により、事業を実施した月の翌月7日までに、市長に報告及び請求する。また、実施要綱第4条の家庭的保育事業利用中児童の減免に該当する児童が緊急保育を利用した場合は、利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書(実施要綱第9号様式)の原本をあわせて提出するものとする。

2 市長は、前1項の請求について、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 事業実施者は、第3条から第9条までの助成について実績を報告する際、利用時間は30分単位で報告するものとする。なお、利用時間で発生する30分未満の端数においては、30分に切り上げて報告するものとする。

(差額の報告と請求)

第11条 過誤等により既に交付した基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合過不足が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) いざというときの一時預かり事業助成金差額内訳報告書(第2号様式)により、第10条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告すること

(2) 不足がある場合は、いざというときの一時預かり事業助成金差額(追加)請求書(第6号様式)により、市長に請求することができるものとする。

(3) 過剰となっている場合は、当月において過剰分を差し引いて請求しなければならない。次年度以降に過剰が判明した場合は市長が指定する方法により返還すること

(助成金の返還等)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助金の支給決定を受けたことが発覚した場合又は必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

2 助成金の交付を受けた者は、前項に規定する返還命令があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(利用状況報告等)

第13条 事業実施者は、毎月7日までに、いざというときの一時預かり事業利用状況報告書(第3号様式)により、前月の利用状況を市長に報告しなければならない。

(障害児等受入加算助成の加算区分)

第14条 事業実施者は、第5条に規定する児童の利用があった場合は、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号ア、イ及びウに規定された児童及び障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の交付を受けている児童の加算区分については、別

表3の区分で適用できることとする。

- 2 前項に規定されていない児童又は、特段の事情がある場合は、次の各号の区分に応じて、いざというときの一時預かり事業障害児等受入加算適用助成申請書（第4号様式）に、次の書類を添付して、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請すること。
  - (1) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号エに規定する児童  
横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第4条第1項第1号に定める書類
  - (2) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第2号に規定する児童  
横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第4条第1項第2号に定める書類
  - (3) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第4号に規定する児童  
横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第4条第1項第4号に定める書類

（障害児等受入加算助成の助成区分の決定及び請求）

第15条 福祉保健センター長は、前条の申請を受けたときは、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第8条第1項の規定に準じて、別表4に掲げる障害児等受入加算費の区分を決定する。

- 2 福祉保健センター長は、前項の決定をしたときは、いざというときの一時預かり事業障害児等受入加算助成適用決定通知書（第5号様式）により、事業実施者に通知する。

（関係書類の保存）

第16条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（助成条件）

第17条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行し、施行の日から適用する。

別表 1

基本助成の額は、次に掲げる額とする。

なお、事業の実施時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

助成額（月額）	
8時間実施施設	11時間実施施設
109,700円	141,800円

8時間実施施設：事業実施時間が8時間以上11時間未満の保育所等

11時間実施施設：事業実施時間が11時間以上の保育所等

別表 2

0歳児受入加算の額は、次に掲げる額とする。

児童1人あたり (日額)
26,000円

別表 3

各手帳を所持している児童の加算区分については次のとおりとする。

(1 身体障害者手帳による加配基準表)

	障害種別	加配区分		
		A 重度 (1:1 相当)	B 中度 (2:1 相当)	C 軽度 (3:1 相当)
0・1・ 2歳児 クラス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級
3・4・ 5歳児 クラス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級

(2 愛の手帳(療育手帳)による加配基準表)

A 重度(1:1 相当)	B 中度(2:1 相当)	C 軽度(3:1 相当)
A 1、A 2	B 1	B 2

(3 精神障害者保健福祉手帳による加配基準表)

手帳所持	C 軽度(3:1 相当)
------	--------------

(4 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証による加配基準表)

受給者証所持	個別支援
--------	------

別表 4

障害児等受入加算助成の額は、要支援の程度により、次の各区分に掲げる額とする。

区分	配置	児童 1 人あたり (日額)
A 区分	1 : 1 相当	12,060 円
B 区分	2 : 1 相当	7,220 円
C 区分	3 : 1 相当	4,690 円
個別支援	-	3,660 円
医療的ケア児	1 : 1 相当	12,060 円

別表 5

きょうだい児受入加算の額は、次に掲げる額とする。

2 人目以降の児童 1 人あたり (日額)
4,200 円

別表 6

当日受入加算の額は、次に掲げる額とする。

1 回あたり
4,500 円